

ともいきボランティア活動運営要領

(趣旨)

- 1 この要領は、神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室（以下「県」という。）が本県の共生社会の実現を目指すために実施する事業を、県と協働して推進するために組織する「ともいきボランティア」の活動、登録その他の事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

- 2 ともいきボランティアの活動は次のとおりとする。
 - (1) 県内で実施されるイベントにおける「ともに生きる社会かながわ憲章」PR 活動
 - (2) 県が実施する「共生の場の創出事業」の運営補助活動
 - (3) 県が実施する「ともいきリーフレット配布事業」の運営補助活動
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、県が必要と認める活動

(登録申込み)

- 3 前項各号の活動を行おうとする者は、あらかじめ、県が定める期間に、県が定める方法により登録の申込みを行わなければならない。なお、申込みをもって、この要領に同意したものとみなす。

(登録要件)

- 4 県内に在住、在勤又は在学し、共生社会の実現に向けたボランティア活動（個人の自由意志に基づき、その技能や時間を進んで提供し、社会に貢献すること）が行える満 16 歳以上の者。ただし、申込み時に 18 歳未満の者は、保護者の同意を必要とするものとする。

(登録)

- 5 県は、第 3 項の規定により申込みがあった者のうち、前項の規定を満たした者を登録する。

(登録有効期間)

- 6 登録有効期間は、登録の日から、登録の日の属する年度の翌々年度の 3 月 31 日までとする。

(登録の継続)

- 7 登録の継続を希望する者は、登録有効期間の日までに、県が定める方法により、登録の継続の意思表示をしなければならない。継続の意思表示がない場合、登録有効期間の日をもって、登録を終了するものとする。

(登録の取消し)

- 8 県は、本人の申し出のほか、不適切な行為等を行ったと認めた場合は、当該行為等を行った者の登録を取消することができる。

(研修)

- 9 県は、登録者が「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念等を正しく理解し、円滑な活動を行えるよう、登録者を対象とした研修会を実施する。なお、原則として、県は、当該研修修了者に対して、第2項各号に掲げる活動への参加を要請する。

(活動日及び活動場所)

- 10 活動日及び活動場所は、事前に希望調査を行い、その結果をもとに県が決定する。

(待遇)

- 11 活動に当たっての待遇は次のとおりとする。
- (1) 活動及び研修への参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
 - (2) 必要な服飾及び昼食(飲料及び弁当)は、必要に応じて、県の負担により、支給する。
 - (3) ボランティア活動を対象とした傷害保険に、県の負担により、加入する。

(個人情報の取扱い)

- 12 募集にあたり収集した個人情報は、ともいきボランティア活動の運営を目的とした事項のみに活用するほか、漏えい、き損、滅失等の防止のために必要な措置を講じ、必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄し、又は消去する。

活動に係る映像、写真等の肖像権及びテレビ、新聞、雑誌、インターネットその他の広報媒体への掲載権は、主催者に帰属する。

附 則

この要領は、令和6年12月9日から施行する。